日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2011. 07 29

No.11-031

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob1@gmail.com

安全で明るい JAL

「熱いぞ　８月！」
この夏　注目の日程

１月１９日の提訴以来、乗員・客乗それぞれ４回ずつの口頭弁論裁判が行われました。
そして、これからいよいよ裁判は証人尋問の山場となってきます。
その前に８月は、いろいろな注目される日程があります。

8 月 3 日（水）10：00　　都労委　不当労働行為救済申し立て　命令交付

「整理解雇を争点とした争議権が確立された場合、それが撤回されるまで、更生計画案で予定されている 3500 億円の出資をすることはできません」（支援機構 飯塚ディレクター）

都労委の命令に注目！ 飯塚ディレクター発言は明確な不当労働行為です

JAL 不当解雇撤回ニュース №049

8 月　8 日（月曜日）16：30　乗員裁判進行協議
8 月 10 日（水曜日）16：30　客乗裁判進行協議

9 月からの証人尋問の証人が決定します。

原告は稲盛会長の証人尋問を求めていますが、会社は「不要」としています。
これの実現が焦点のひとつとなります。

6 月 27 日 乗員裁判（第 4 回目）では、
被告（会社）の弁護士は稲盛会長の都合を裁判長に質問されましたが、9 月の裁判予定日は海外出張中だが、30 日（客乗裁判予定）は予定は入っていないと言っていました。

7 月８日 客乗裁判（第 4 回目）では、
原告の弁護士は、裁判長から「特に原告が重視している点」を聞かれ、（会社が「整理解雇」

の予告通知を行った）12 月 9 日時点で「そもそも整理解雇の必要性なかった」と言う点にあると述べるとともに、この点を立証するためにも稲盛会長を証人として呼ぶことが必要と伝えました。
そして、裁判長より被告（会社）に対し「9 月 30 日は（稲盛会長の日程は）空いていますね」との発言がありました。

稲盛会長の発言

「申し訳ない気持ちでいっぱい。誠意をもって話をしていきたい」（提訴した１月１９日の記者会見）

「（整理解雇した）１６０名を残すことが、経営上不可能かというとそうではない」

（２月８日 日本記者クラブ）

８月１５日　JAL のもうひとつの労働裁判

契約制ＣＡを空に戻す裁判 結審　（ＪＡＬ契約制ＣＡ雇い止め撤回裁判）

（１５時～東京地裁５２７号法廷）

日本航空の契約制客室乗務員が、３年目の契約を更新されず雇い止めされたことは不当として東京地裁に訴えている裁判は、５月２日と１６日に証人尋問が行われました。
原告は雇い止め以前に、上司からパワハラと退職強要を受けていました。・・・・・・・・・・

８月１５日最終弁論陳述後、結審、判決となります。

フェニックス 249 号より

そして、９月の山場です

9 月　5 日（月曜日）10:00～17：00　乗員裁判 【証人尋問】①

9 月 16 日（金曜日）10:00～17：00　客乗裁判 【証人尋問】①

9 月 26 日（月曜日）10:00～17：00　乗員裁判 【証人尋問】②

9 月 30 日（金曜日）10:00～17：00　客乗裁判 【証人尋問】②